

平成 25 年度

静岡県における高齢者生活実態調査（第 2 期）

報 告 書

平成 26 年 3 月

静岡県健康福祉部医療健康局

健康増進課

目 次

I 調査概要.....	1
II 回答者属性.....	5
III 調査結果.....	7
【1】健康状態・健康管理について.....	7
【2】運動習慣について.....	39
【3】食生活について.....	49
【4】40～50歳代のころについて.....	67
【5】お酒やタバコの状況について.....	71
【6】睡眠について.....	83
【7】知人やご近所との交流状況について.....	87
【8】静岡県の地域資源について.....	109
【9】あなたの状況について.....	117
IV 集計表.....	145
V 送付物.....	225

I 調査概要

1 調査目的

健康増進計画の進行管理を行うとともに、より機動的・効果的な健康づくり施策を今後展開するため、県民の健康に関する意識及び行動などの実態の把握・分析を行う。

2 調査方法

- (1) 調査対象 静岡県に在住する20歳以上の男女個人
- (2) 調査方法 郵送調査法（郵送配布—郵送回収）
- (3) 抽出方法 静岡県全域を母集団とし、選挙人名簿より21,500人を二段無作為抽出
- (4) 抽出対象
市区町別、年代別（65歳～74歳代、75歳～84歳の2年代に分割）、性別（男女の2分割）に対象を各250人抽出する。対象21,500人の内訳（男性10,750人、女性10,750人）
- (5) 調査期間 平成26年2月1日～2月28日

3 調査内容

- (1) 健康状態・健康管理について
- (2) 運動習慣について
- (3) 食生活について
- (4) 40～50歳代のころについて
- (5) お酒やタバコの状況について
- (6) 睡眠について
- (7) 知人やご近所との交流状況について
- (8) 静岡県の地域資源について
- (9) あなたの状況について

4 回収結果

発送数 21,500人（男性15,750人、女性15,750人）
回収数 15,353票
回収率 71.4%

白票及び性別、生年月日のいずれかが無回答のものは無効とし、回収数から除いた。

5 報告書の見方

比率はすべて百分率で表し、小数第二位を四捨五入で算出した。そのため、百分率の合計が100%にならないことがある、数値も小数第一位を四捨五入しているため、合計数にならないことがある。

複数回答の設問は、全ての回答比率を合計すると100%を超える。

調査結果では無回答を除いて集計しているため、回収数と集計対象数が異なる。

6 地域の分け方

ふじのくに長寿社会安心プランによる「長寿者保健福祉圏域」及び静岡県保健医療計画による「2次保健医療圏」に基づき、次のように地域を分け集計した。



- 賀茂地域 : 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
- 熱海伊東地域 : 熱海市、伊東市
- 駿東田方地域 : 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
- 富土地域 : 富士宮市、富士市
- 静岡地域 : 静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区
- 志太榛原地域 : 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
- 中東遠地域 : 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
- 西部地域 : 浜松市中区、浜松市東区、浜松市西区、浜松市南区、浜松市北区、浜松市浜北区、浜松市天竜区、湖西市

性・地域・年代別の有効回収数

		男性		女性		計
		65～74 歳代	75～84 歳	65～74 歳代	75～84 歳	
	計	3,953	3,867	3,880	3,653	15,353
賀茂	下田市	85	85	85	84	339
	東伊豆町	76	84	83	75	318
	河津町	91	87	90	82	350
	南伊豆町	92	89	91	76	348
	松崎町	85	88	88	90	351
	西伊豆町	90	87	94	83	354
熱海伊東	熱海市	90	71	77	79	317
	伊東市	77	79	79	67	302
駿東田方	沼津市	91	85	80	92	348
	三島市	93	102	86	88	369
	御殿場市	86	85	82	90	343
	裾野市	99	80	98	78	355
	伊豆市	96	107	86	90	379
	伊豆の国市	90	88	93	81	352
	函南町	90	86	77	89	342
	清水町	96	91	88	86	361
	長泉町	94	87	92	88	361
	小山町	97	94	96	84	371
富士	富士宮市	88	78	93	86	345
	富士市	94	93	82	80	349
静岡	葵区	89	90	86	88	353
	駿河区	91	89	83	83	346
	清水区	84	93	88	81	346
志太榛原	島田市	93	95	96	88	372
	焼津市	87	94	95	72	348
	藤枝市	101	90	95	79	365
	牧之原市	92	85	89	95	361
	吉田町	97	94	95	78	364
	川根本町	94	98	103	94	389
中東遠	磐田市	95	92	90	86	363
	掛川市	95	93	97	94	379
	袋井市	104	87	96	84	371

健康寿命をのばそう！お達者調査

記入する欄は12ページあります。もれなく記入をお願いします。

【1】 あなたの、現在の健康状態や健康管理についてお答えください。

問1 あなたは、要介護認定を受けていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入してください。

- | | |
|------------------------|---------|
| 01 「要介護認定」は受けていない（認定外） | |
| 02 要支援（1、2） | 03 要介護1 |
| 04 要介護2 | 05 要介護3 |
| 06 要介護4 | 07 要介護5 |

問2 あなたの日常生活での移動の状況について、あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | |
|---|
| 01 自転車、車、バス、電車を使って一人で外出できる。 |
| 02 家庭内及び隣近所では、ほぼ不自由なく動き活動ができるが、一人では遠出できない。 |
| 03 庭に出たり家庭内なら少しは歩ける。 |
| 04 起きているがあまり動けない。 |
| 05 寝たり起きたりしている。（床（とこ）が常時敷いてあり、食事等のために起き上がる） |
| 06 一日中床（とこ）で過ごす。 |

問3 あなたは、現在治療中の病気がありますか。あてはまるもの**すべてに○**を記入ください。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 01 治療中の病気はない | |
| 02 脳卒中（脳こうそく、脳出血など） | 03 高血圧 |
| 04 心臓病（心筋こうそく、狭心症など） | 05 がん |
| 06 糖尿病 | 07 脂質異常（高コレステロールなど） |
| 08 骨折 | 09 胃腸の病気 |
| 10 肺や気管支の病気 | 11 関節や筋肉の病気 |
| 12 睡眠に関する病気 | 13 こころの病気 |
| 14 むし歯、歯周病、入れ歯など | 15 その他 |

問4 あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か支障がありますか。
(起床・衣服着脱・食事・入浴などの日常生活動作、外出、仕事・学業、運動などについて)

01 ある	02 ない
-------	-------

問5 目が見えにくく、日常生活に困ることがありますか。(眼鏡をしても)

01 ある	02 ない
-------	-------

問6 耳が聞こえにくく、日常生活に困ることがありますか。(補聴器をしても)

01 ある	02 ない
-------	-------

問7 歯や入れ歯の具合が悪くて食事が充分に取れないことがある。

01 ある	02 ない
-------	-------

問8 あなたは、健康診断を毎年受診しますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 毎年受診する	02 数年に1度受診する
03 まったく受診しない	

問9 あなたには、かかりつけの医療機関(歯科以外)がありますか。

01 ある(通院)	02 ある(往診)	03 ない
-----------	-----------	-------

問10 あなたには、かかりつけの歯科がありますか。

01 ある(通院)	02 ある(往診)	03 ない
-----------	-----------	-------

問11 あなたは、医療機関(病院・診療所)をどのくらいの頻度で受診していますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 ほとんどない	02 年に数回
03 月に1~3日	04 週に1~2日
05 週に3~4日	06 ほとんど毎日

問12 自宅から、最もよく利用する医療機関は、自宅からどのくらいの距離にありますかあてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 3km以内	02 5km以内
03 10km以内	04 30km以内
05 50km以内	06 50kmを超える

問13 あなたは、医療機関から指示された薬の服用回数や、次に受診するタイミングなどを守っていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 01 守っている | 02 どちらかといえば守っている |
| 03 どちらかといえば守っていない | 04 守っていない |

問14 あなたは、ふだん誰かの介護をしていますか。

- | | |
|------------|------------|
| 01 介護をしている | 02 介護していない |
|------------|------------|

↓
介護をしていると回答した方は、1日の平均的な介護時間についてあてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------------|------------|
| 01 必要なときに手をかす程度 | 02 2～3時間程度 |
| 03 半日程度 | 04 ほとんど終日 |

問15 あなたは、あなたに死期が迫った時に延命治療を受けたいかについて家族との話し合いをしていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 01 十分に話し合っている | 02 話し合ったことがある |
| 03 全く話し合ったことがない | |

【2】 あなたの、この1ヶ月くらいの運動習慣についてお答えください。

問16 1日に30分以上の運動（体操、ゲートボール、ウォーキング、ハイキングなど）を行う日が、週にどのくらいありますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 していない | 02 週に1～2回 |
| 03 週に3～4回 | 04 週に5回以上 |

問17 外出などにより、1日に合計30分以上歩く（運動のための散歩は除く）日が週にどのくらいありますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 していない | 02 週に1～2回 |
| 03 週に3～4回 | 04 週に5回以上 |

問18 1日に合計30分以上の体を動かす作業（農作業、庭仕事、大工仕事、家事など）を行う日が、週にどのくらいありますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 していない | 02 週に1～2回 |
| 03 週に3～4回 | 04 週に5回以上 |

問19 歩く速さは同じ年齢の人に比べて速いほうだと思いますか。
あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 速い	02 同じくらい
03 遅い	

問20 平日には、通常、1日合計してどのくらいの時間を座ったり寝転んだりして過ごしますか。あてはまるもの**数字**を記入ください。(睡眠時間は含めないでください。)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	分	(およその時間について、 30分単位でお答えください)
----------------------	----------------------	----	----------------------	----------------------	---	--------------------------------

【3】 あなたの、この1ヶ月くらいの食生活についてお答えください。

問21 次のうち、あなたの食事の好みに近いもの**1つに○**を記入ください。

01 -----	02 -----	03 -----	04 -----
濃い味	やや濃い味	やや薄い味	薄い味

問22 次のうち、あなたのふだんの食事の量に近いもの**1つに○**を記入ください。

01 おなかいっぱい食べる	02 腹8分目くらい
03 腹6分目くらい	

問23 あなたは、ふだん、1日に野菜料理（野菜を主な材料とした料理）を、皿数で数えると何皿食べていますか。1皿は小鉢1コ分と考えてください。

01 ほとんどない	02 1～2皿	03 3～4皿
04 5～6皿	05 7皿以上	

問24 肉・魚・卵などを含むおかずを、平均すると週にどのくらい食べていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 ほとんどない	02 週2～3日くらい
03 週4～5日くらい	04 ほとんど毎日

問25 大豆製品（豆腐・納豆など）を含むおかずを、平均すると週にどのくらい食べていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

01 ほとんどない	02 週2～3日くらい
03 週4～5日くらい	04 ほとんど毎日

問26 甘いものやお菓子を、1日で何回くらい食べていますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 01 ほとんどない | 02 1日に1回くらい |
| 03 1日に2回くらい | 04 1日に3回以上 |

問27 緑茶を、1日に何杯くらい飲みますか。あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-------------|------------|
| 01 ほとんど飲まない | 02 1日に1～3杯 |
| 03 1日に4～6杯 | 04 1日に7杯以上 |

問28 ふだん食塩のとりすぎに気をつけていますか

- | | |
|------------|------------|
| 01 気をつけている | 02 気にしていない |
|------------|------------|



「気をつけている」と回答した方は、あてはまるもの**すべてに○**を記入ください。

- | |
|--|
| 01 漬物、佃煮、干物、塩からなどを毎日食べない |
| 02 みそ汁、スープなどの汁ものは、1日1杯までにしている |
| 03 汁物を具たくさんにしている（してもらっている） |
| 04 料理の時、うす味に調理するようにしている（してもらっている） |
| 05 食卓で調味料を使う時は、料理の味を確かめてから使っている |
| 06 めん類の汁を、半分以上残すようにしている |
| 07 しょう油の代わりに、ポン酢、レモン、コショウ等の香辛料をよく使う |
| 08 インスタント食品・味付けの濃い出来合いの総菜等を、できるだけ控えている |

【4】 あなたの40～50歳代のころについて、以下の2問にお答えください。

問29 あなたが**40～50歳代のころ**、1週間のうち寝る前の2時間に夕食や夜食をとる日がどのくらいありましたか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2～4回 | 04 週に5回以上 |

問30 あなたが**40～50歳代のころ**、1週間のうち夜間の勤務（または夜中じゅう起きていること）がどのくらいありましたか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2～4回 | 04 週に5回以上 |

【5】 あなたの、この1ヶ月くらいのお酒やタバコの状況についてお答えください。

問31 あなたは、現在どの程度の頻度でアルコール類を飲みますか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-------------|--------------|
| 01 まったく飲まない | 02 飲んでいたがやめた |
| 03 年に数回 | 04 月に1～3回 |
| 05 週に1～4回 | 06 ほとんど毎日 |

アルコール類を飲むことがあると回答した方は、飲む日1日あたりの量について、あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|---------|---------|
| 01 1合未満 | 02 1～2合 |
| 03 3～4合 | 04 5合以上 |

※ 1合の目安：ビール中瓶1本（500ml）、焼酎35度（80ml）、
ウイスキーダブル1杯（60ml）ワイン2杯（240ml）

※ 日本酒を1合と、缶ビール（500ml）を飲んでいる場合は、合計して 2合とお答えください。

問32 あなたは、タバコを吸いますか。吸っていましたか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | |
|-----------------|
| 01 これまで吸ったことはない |
| 02 かつて吸っていたがやめた |
| 03 吸っている |

「吸っている」「かつて吸っていたがやめた」と回答した方は、1日の吸う本数について、あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 01 1日に10本以下 | 02 1日に11～20本 |
| 03 1日に21～30本 | 04 1日に31本以上 |

「かつて吸っていたがやめた」と回答した方は、やめた時期について、あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 39歳より前 | 02 40～49歳 |
| 03 50～59歳 | 04 60～69歳 |
| 05 70～79歳 | 06 80歳より後 |

問33 あなたは、同居している家族が吸うタバコの煙を吸うことがありますか。または、ありましたか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

- | | |
|--------------|------------------|
| 01 吸うことがある | 02 かつては、吸うことがあった |
| 03 吸うことはなかった | |

【6】 あなたの、この1ヶ月くらいの睡眠についてお答えください。

問34 平均すると1日に睡眠は何時間とりますか。あてはまる**数字**を記入してください。

<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	分	(およその時間について、30分単位でお答えください)
----------------------	----------------------	----	----------------------	----------------------	---	----------------------------

問35 睡眠に関して週3~4回以上、次のようなことで困ることがありましたか。あてはまるもの**すべてに〇**を記入ください。

- | |
|------------------------------|
| 01 特に困ることはなかった |
| 02 寝床についてから30分以内に眠ることができなかった |
| 03 夜中に目が覚めた |
| 04 朝早く目が覚めて再び眠ることができなかった |
| 05 眠るために薬やお酒を飲んだ |
| 06 その他 |

【7】 あなたの知人やご近所との交流の状況についてお答えください。

問36 家族・親類を含めて、おおむね20歳未満の世代(こども世代)と交流する機会が週にどのくらいありますか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2~4回 | 04 週に5回以上 |

問37 家族・親類を含めて、おおむね20~40歳代の世代(子育て世代)と交流する機会が週にどのくらいありますか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2~4回 | 04 週に5回以上 |

問38 友人や知人に会う頻度はどのくらいですか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2~4回 | 04 週に5回以上 |

問39 あなたは、自分が独りだと感じることがありますか。あてはまるもの**1つ**に○を記入ください。

01	ほとんど感じない	02	どちらでもない
03	時々感じる	04	いつも感じている

問40 あなたと関わりがあるたいの知人や身内は、信頼できますか。それとも、常に用心した方がよいと思いますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	-----	02	-----	03	-----	04	-----	05
信頼できる	やや信頼できる	どちらでもない	やや用心したほうがよい	用心したほうがよい				

問41 あなたと関わりがあるたいの知人や身内は、他の人の役に立とうとしていますか。それとも、自分のことだけ考えていますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	-----	02	-----	03	-----	04	-----	05
他の人の役に立とうとしている		どちらでもない						自分のことだけ考えている

問42 ふだんの生活で、自分と背景が似ている人（性別、世代、暮らしぶりなどが同じような人）との付き合いが多いと思いますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	-----	02	-----	03	-----	04
そう思う	ややそう思う	ややそう思わない	そう思わない			

問43 ふだんの生活で、自分と背景が異なる人（性別、世代、暮らしぶりなどが違う人）との付き合いが多いと思いますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	-----	02	-----	03	-----	04
そう思う	ややそう思う	ややそう思わない	そう思わない			

問44 市民講座、生涯学習や趣味の教室など学習的活動を、どのくらい行っていますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	ほとんどない	02	週に1回以下
03	週に2～4回	04	週に5回以上

問45 給料や謝礼を得るような仕事を、どのくらい行っていますか。あてはまるものに**1つ**に○を記入ください。

01	ほとんどない	02	週に1回以下
03	週に2～4回	04	週に5回以上

問46 町内の作業、ボランティア活動などの地域活動を、どのくらい行っていますか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 01 ほとんどない | 02 週に1回以下 |
| 03 週に2～4回 | 04 週に5回以上 |

【8】 静岡県 の地域資源についてお答えください。

問47 ふだん食べる野菜はどのように入手していますか。あてはまるもの**すべてに○**を記入ください。

- | | |
|-------------------|-------------|
| 01 お店などで購入する | 02 自宅で作っている |
| 03 近所の人や知人にもらっている | |

問48 10月から2月まで（みかんがよく出回る時期）の間に、どれくらいみかんを食べますか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 01 ほとんど食べない | 02 週に1～5個くらい食べる |
| 03 毎日1、2個食べる | 04 毎日3、4個以上食べる |

問49 これまでに、富士山に登ったことが何回ありますか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 01 登ったことはない | 02 1回 | 03 2～3回 |
| 04 4～5回 | 05 5～9回 | 06 10回以上 |

問50 1年にどれくらい温泉に行きますか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 01 ほとんど行かない | 02 1回 | 03 2～3回 |
| 04 4～5回 | 05 5～9回 | 06 10回以上 |

【9】 あなたの状況についてお答えください。

問51 あなたは、物事を良い方に考える方が多いですか。それとも悪い方に考える方が多いですか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 01 良い方に考える | 02 やや良い方に考える |
| 03 やや悪い方に考える | 04 悪い方に考える |

問52 あなたの健康状態は、いかがですか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----|
| 01 ----- | 02 ----- | 03 ----- | 04 ----- | 05 |
| よい | やや良い | どちらでもない | やや悪い | 悪い |

問53 あなたの婚姻状況について、あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 01 同居している | 03 離別（結婚したが離れて暮らしている） |
| 02 死別（結婚したが死別した） | 05 未婚（結婚していない） |
| 04 離婚（結婚したが離婚した） | |

「同居している」と回答した方は、配偶者の健康状態について、あてはまるもの**1つに○**を記入ください。

- | | | | | |
|----|------|---------|------|----|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 |
| よい | やや良い | どちらでもない | やや悪い | 悪い |

問54 あなたの身長、体重をご記入ください。

身長 cm 体重 kg

問55 この半年間に、体重が3kg以上減少しましたか。

- | | |
|------------|---------|
| 01 減少していない | 02 減少した |
|------------|---------|

問56 あなたの現在の歯の本数をご記入ください。

歯の本数 本

※「自分の歯」は、親知らずを除くと、通常は28本です。歯の本数には、親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含めません。さし歯は含めます。

問57 ストレスや、気分がふさぐなどの心の問題により、あなたの精神的な状態がすぐれない日は、過去1ヶ月のうち、何日ほどありましたか。あてはまるものに**1つに○**を記入ください。

- | | |
|------------|--------------|
| 01 まったくない | 02 月に数日程度 |
| 03 月に1週間程度 | 04 月に2週間程度 |
| 05 月に3週間程度 | 06 1ヶ月中ほぼずっと |

問58 あなたの現在の地域に何年お住まいですか。年数をご記入ください。

年

問59 最後に通った（または現在通っている）学校はこの中のどれにあたりますか。なお、中退も卒業と同じ扱いでお答えください。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

01 小学校（12歳ころまで在学）	02 中学校（15歳ころまで在学）
03 高校（18歳ころまで在学）	04 大学以上（19歳以上まで在学）

問60 子どもの頃の自分は、社会的・経済的にどのあたりに位置していると思いますか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

01 -----	02 -----	03 -----	04 -----	05
上	中の上	中の中	中の下	下

問61 現在の自分は、社会的・経済的にどのあたりに位置していると思いますか。あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

01 -----	02 -----	03 -----	04 -----	05
上	中の上	中の中	中の下	下

問62 同居している家族構成について、あてはまるものに**1つに〇**を記入ください。

01 1世代（1人暮らし・夫婦）	02 2世代（親子）
03 3世代（親子＋祖父母）	04 4世代以上（親子＋祖父母＋曾祖父母）
05 その他	

問63 あなたの性別はどちらですか。

01 男性	02 女性
-------	-------

問64 あなたの（戸籍上の）**生年月日**を記入ください。

（年齢の計算のほか、公的な健康情報との連結に使用します）

昭和・大正 年 月 日

ご記入いただきありがとうございます。
いま一度、記入もれがないかご確認ください。
裏面の健康記録の追跡に関する協力について記入
いただき、同封した返信用封筒にて投函ください。
調査結果は、静岡県の健康寿命をのばす取組に活かし
ていきます。



ちゃっぴー©静岡県

健康記録の追跡に関する協力同意書

提出用

こちらを返信封筒
にて返送ください

静岡県知事 様

私は、静岡県が実施する「健康寿命をのばそう！お達者度調査」について、説明文書に記載されている内容を理解した上で、以下のとおり、調査への協力に対する意思を表明します。

1. 私の**介護認定情報**（要介護度、介護認定日、認定理由、所得段階）について、静岡県から、私が居住する市町への照会があった場合、情報提供することに同意します。

01 はい（協力します）

02 いいえ（協力しません）

2. 私の**地域がん登録情報**（疾患分類、登録日、診断日）について、静岡県から照会があった場合、情報提供することに同意します。

01 はい（協力します）

02 いいえ（協力しません）

3. 私の**医療費情報**（レセプト情報のうち、疾患分類、金額、利用月）について、静岡県から照会があった場合、情報提供することに同意します。

01 はい（協力します）

02 いいえ（協力しません）

4. 私の調査資料について、**個人が特定可能な情報を完全に削除した状態で、静岡県知事が認める大学や研究機関が行う集計や統計解析**に使用することに同意します。

01 はい（協力します）

02 いいえ（協力しません）

5. 私の調査資料について、**個人が特定可能な情報を完全に削除した状態で、私が居住する市町が静岡県と共同で行う集計や統計解析**に使用することに同意します。

01 はい（協力します）

02 いいえ（協力しません）

記入した日付

平成

年

月

日

調査対象者（あなた）の、住所、氏名を記名ください。

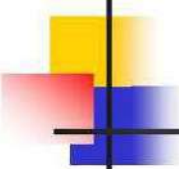
住 所 静岡県_____市・町 _____

氏 名 _____

※ 代筆者が記入した場合は以下を記入ください

（代理記入者氏名_____ 続柄 _____）

ご協力ありがとうございました。



「健康寿命をのばそう！お達者度調査」

調査協力のおねがい

静岡県では、県民の皆様が、健康で長生きできることを目標に掲げて、市町や企業、民間団体等と一体となった健康づくりを進めております。

健康寿命をさらに伸ばすために、県内の高齢者から約2万人を選び、生活習慣や社会とのつながりの実態と、その後の健康状態を追跡することにより、健康長寿につながる要因の特定を行います。

今回の調査は、平成11年から、高齢者2万人を対象に実施した調査（第1期高齢者コホート調査）に続く、第2期の始まりの調査となります。

調査では、アンケートへの回答と、今後のあなたの健康状態に関する記録（介護認定など）の把握についてのご了解をいただきたいと思っております。

皆様より得られた情報は、今回の研究目的以外に使用することはありません。調査の主旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回、調査対象に選ばれた方へ

- 静岡県内の高齢者約2万人にあなたが選ばれました。
- 調査の主旨を記載しました「同意説明書」をご一読ください。
- 調査にご協力いただける場合は、「同意書」に同意の日付、あなたの住所、氏名を記入ください。
- アンケート調査票に記入ください。
- 「アンケート・同意書」を返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。
- 返送のない対象者の方には、はがき等で連絡させていただくことがあります。

問い合わせ先 ☎055-973-7002 / ☎054-221-3263



静岡県総合健康センター／静岡県健康福祉部健康増進課

《 回答の手順 》

1

アンケートを記入ください

問53 あなたの性別はどちらですか。
01 男性 02 女性

問54 あなたの身長、体重をご記入ください
身長 168 cm

本人が記載できない場合

・ 本人の状況について、代筆者が記載するのは構いません。

数字に〇をつける回答形式や数字を書き込む回答形式があります

アンケートは、同意書も含め12ページあります。もれなく記入ください。

2

同意説明書をご覧ください

3

同意書に記入ください

記入例

4. 私の調査資料について、個人が特定可能な情報を完全に削除した状態で、静岡県知事が認める大学や研究機関が行う統計や統計解析に使用することに同意します。
01 はい(協力します) 02 いいえ(協力しません)

記入した日付 平成 25年 12月 1日

調査対象者(あなた)の、住所、氏名を記名ください。
住所 静岡県 富士のくに 市 本町 3-7-76 松原荘 123
氏名 富士野 太郎
※ 代筆者が記入した場合は以下を記入ください
(代理記入者氏名) 続柄

協力する内容について〇をつけてください。

調査に了解した「日付」を記入ください。

あなたの「住所」を記入してください。アパート名や部屋番号も忘れずに。

あなたの「お名前」を記入ください。代筆者がいる場合は、代筆者の氏名と、続柄を記入ください。

4

同意書・アンケートを返送ください

アンケート裏面が同意書

返信用封筒

420-8750
静岡県静岡市清水区
静岡南健康福祉センター
調査課

2月上旬までに、ポストへ投函願います。

健康寿命をのばそう！お達者調査について この文章をお読みください（同意説明書）

1 調査の目的

近年、単に寿命が長いというだけでなく、元気でいきいきと過ごせる期間である「健康寿命」という考え方が注目されています。厚生労働省が公表した平成 22 年都道府県別健康寿命において、静岡県は、男女計で全国一健康寿命が長い県であることが分かりました。

静岡県民の健康寿命を、さらに長くするために、県内に居住する高齢者へのアンケート調査と、その後の健康情報の記録の追跡により、静岡県における健康長寿の要因の特定を行います。この調査研究で分かった成果は、広く県民にお知らせするとともに、県内で実施される健康づくり、介護予防、生きがいづくり等の取組に活用します。

2 追跡研究の必要性

健康長寿の要因を特定するためには、健康長寿である人と、健康長寿でない人の比較を行う必要があります。しかし、通常は、健康長寿でない（亡くなられた）方の情報をさかのぼって取得することは困難です。

そこで、健康長寿の要因の特定方法として、最もよく用いられるコホート調査（特定の集団について、その後の健康長寿の状況について追跡を行う調査）の形式をとることにより、より適切に健康長寿の要因の特定や、影響の大きさの評価を行います。

3 研究主体

研究主体は、静岡県（静岡県総合健康センターを含む。）です。

- ・静岡県総合健康センター（静岡県健康福祉部健康増進課総合健康班）

所在地 〒411-0801 三島市谷田2276

電話番号 055-973-7002 FAX 番号 055-973-7010

- ・静岡県健康福祉部健康増進課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3263 FAX 番号 054-251-7188

4 調査方法

(1) アンケート調査

ア 調査時期 平成 26 年 1 月から 2 月まで

イ 調査対象 静岡県内に居住する 65～84 歳 約 21,500 名
市区町選挙管理委員会が保管する選挙人名簿から無作為に選出

ウ 調査項目

- ・生活習慣に関する項目
- ・社会参加、つながりに関する項目
- ・健康状態に関する項目
- ・対象（あなた）の生活に関する項目

エ 回収方法 静岡県庁宛に、返信用封筒を用いた郵送にて回収します。
返送のない対象に対しては、静岡県から連絡を行います。

(2) 追跡調査

- ア 調査時期 平成 26 年 4 月から平成 45 年 3 月まで
- イ 調査対象 アンケート回答者のうち、健康記録の追跡について同意いただいた方
- ウ 調査項目
- ・ 介護認定情報
 - ・ 市町国保レセプト情報（受診情報等）
 - ・ 地域がん登録情報
 - ・ 人口動態統計情報（死亡情報）
- エ 調査方法 静岡県から、国、市町等あてに情報提供を依頼します。
健康情報の記録について、アンケート回答者に対し連絡することはありません。
また、数年に 1 度、居住確認のため、数年に 1 度、居住確認はがきを送付します。

※ 同意書内「調査資料」は（１）（２）により得られるデータをさします。

5 調査に協力することによるあなたの負担

この調査に協力することによって、今回送付した調査票や同意書への記入や、それらを返送するための作業等の負担が生じます。（同封の返信用封筒を使用いただければ、返送費用は静岡県で負担します。）

6 個人情報の保護

アンケート調査および健康情報の追跡によって得られた資料は、静岡県健康増進課が所管する静岡県総合健康センター（三島市谷田 2276）内の、入室退室に認証機能を有する部屋に厳重に施錠保管します。資料を使用する際にはデータ管理責任者（静岡県健康増進技監）の厳重な管理の下に匿名化した上で実施します。

また、研究終了時に、個人情報に配慮した適切な方法により、廃棄を行います。

○ データ管理場所

所在地 〒411-0801 三島市谷田 2276

名称 静岡県総合健康センター（静岡県健康増進課総合健康班）

連絡先 電話番号 055-973-7002 Fax 番号 055-973-7010

○ データ管理責任者

静岡県健康増進課 技監

7 調査データ所有、大学・研究所等への提供

この調査により得られた調査資料（データ）は、静岡県が保有します。

将来において、静岡県が認める大学、研究所等の研究者及び市町が行う集計、統計分析に資料を提供する場合があります。その際、静岡県は、大学、研究所等に、調査資料の使用目的、使用範囲を明確にすることを求め、個人を特定する情報を完全に削除した上で提供を行います。

8 任意の同意と同意の撤回

この研究にご協力するかどうかは、あなたの自由な意思で決めてください。ご協力が得られなくても、あなたの不利益になることは全くありません。

また、ここで同意をしていただいても、その同意を後日取り消すことができます。同意の時点によっては、同意を取り消す前に研究の成果が論文や報告書という形で公表される場合がありますが、同意を取り消した後はあなたの調査結果は破棄され使用されることはありません。

同意を取り消す場合は、協力者ご本人か、ご本人から請託を受けた代理人が同意を取り消す旨の連絡を下記までお願いします。

○ 同意取消連絡先

名 称 静岡県総合健康センター（静岡県健康増進課総合健康班）

連絡先 電話番号 055-973-7002 Fax 番号 055-973-7010

9 同意書の保管

この調査でご提出いただいた同意書は、静岡県健康増進課（静岡県総合健康センター）内に研究終了まで厳重に施錠保管します。管理責任者は、静岡県健康増進技監です。

なお、同意の取り消しの意思表示があり次第、同意書は廃棄します。

ただし、同意の取り消しの表明以前に、既に集計、統計分析を終えている成果については、データが含まれてしまうことをご容赦ください。

10 倫理上の配慮

この調査研究は、「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」を遵守し静岡県健康福祉部倫理審査委員会の承認を受けたものです。

11 調査に係る費用の負担

この調査研究に必要な経費は、静岡県が負担します。

12 この調査研究に関するお知らせ

この調査研究の進捗状況、成果、報告書等は、下記のホームページに掲載する予定です。

- ・ 静岡県健康増進課 ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/>

- ・ 静岡県総合健康センター ホームページ

http://www.shizuoka-sogokenkocenter.jp/area_health/

平成28年度版

68万人の特定健診結果から見る 静岡県の健康課題

静岡県では、健康課題を明確にして生活習慣病予防対策に役立てるため、県内の国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者からの協力で提供を受けた平成28年度の特定健診データ約68万人分を集計し、検査項目別平均値、異常者等該当割合、標準化該当比を算出し、グラフ化及びマップ化を行いました。

■糖尿病有病者は、男性は東部で、女性は東部と西部が多い※1



■習慣的喫煙者は、男性女性ともに東部が多い※1



■メタボリックシンドローム該当者、高血圧症有病者は、中部から東部地域が多い※1



濃いオレンジ色の市町が該当者の多いところだね！

静岡県はメタボリックシンドローム該当者の割合が全国で2番目に低い県※2ですが、県内を詳細にみると地域差がみられます。



生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」©静岡県



健康経営に取り組むためのお役立ち情報



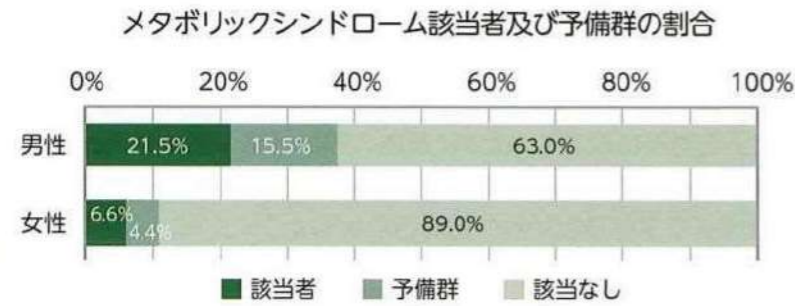
- 「健康づくり活動に関する知事褒賞」……健康づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。
- 「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」……従業員の健康づくりのための具体的な取組目標を宣言した事業所を「ふじのくに健康づくり推進事業所」として県が認定します。県のホームページ等で企業名や宣言内容等の周知、健康づくりアドバイザーの派遣、県主催のイベント等の情報提供を行い、取組を支援します。
- 「ふじのくに健康づくりアドバイザー派遣」……「ふじのくに健康づくり推進事業所」等に対し、喫煙対策、栄養、運動、歯科保健等に関する指導・助言等の支援を行うため、静岡県がアドバイザーを派遣しています。
- 「しずおか健康惣菜レシピ集」……組み合わせることで栄養バランスのとれた食事につながる「おかず」である「しずおか健康惣菜」の基準を満たすレシピ集を公開しています。社員食堂等で活用してください。

▶ 内容の詳細は、静岡県健康増進課のホームページを御覧ください。
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/index.html>)

編集・発行：静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課 電話番号 055-973-7002 (総合健康班)
※平成28年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書(詳細な分析結果)については、静岡県総合健康センターのホームページを御覧ください。(http://www.shizuoka-sogokenkocenter.jp)

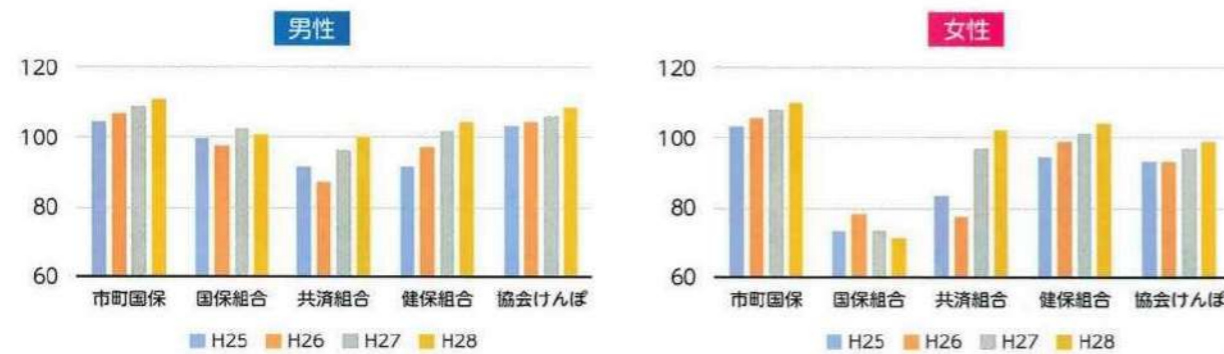
※1 標準化該当比で比較。標準化該当比とは、各地域の年齢構成の違いを標準化して、基準と比べてどのくらい該当割合が高いかを示す指標。県を基準(100)とし、標準化該当比が100より大きければ県より多い、100より小さければ県より少ないことを意味します。
※2 厚生労働省公表データ(平成27年度)

■ **メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、男性 37.0%、女性 11.0%**

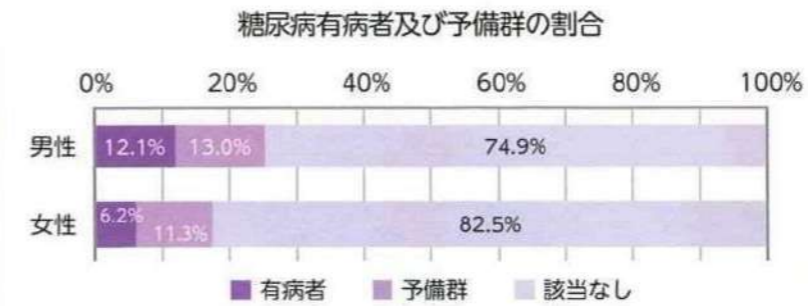


メタボリックシンドロームは肥満、高血圧、高血糖、脂質異常のリスクが重なり、心疾患や脳血管疾患になる危険性が高い状態です。男女とも増加傾向にあります。

メタボリックシンドローム該当者の標準化該当比の年次推移（保険者別）※3



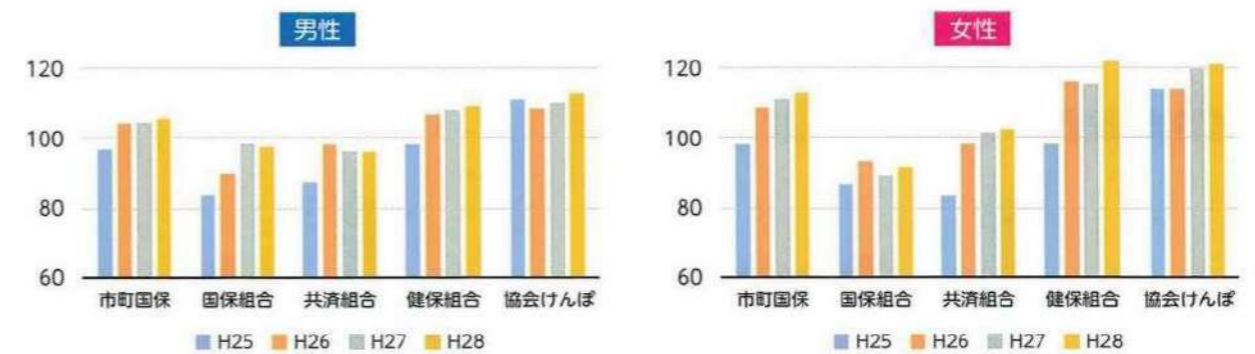
■ **糖尿病有病者の割合は、男性 12.1%、女性 6.2%**



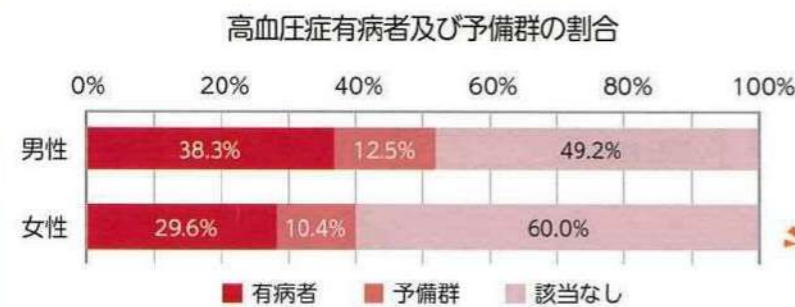
どの保険者も糖尿病の有病者が年々増えていきます。糖尿病は、動脈硬化も進めるので、脳卒中や心筋梗塞を起こしやすくなります。運動や食生活を見直して糖尿病を予防しましょう。



糖尿病有病者の標準化該当比の年次推移（保険者別）※3



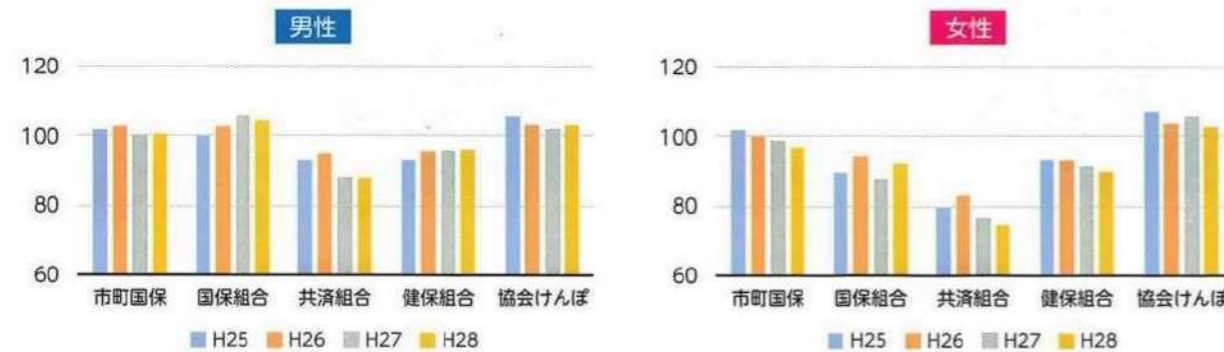
■ **高血圧症有病者の割合は、男性 38.3%、女性 29.6%**



特定保健指導は必ず受けて、生活習慣を改善していくことが大切だね！

高血圧症有病者は減少傾向にありますが、高血圧状態が続くと脳血管疾患や心疾患につながります。血圧は運動や減塩に取り組むことで改善が期待されます。生活習慣や食習慣を見直してみましょう。

高血圧症有病者の標準化該当比の年次推移（保険者別）※3

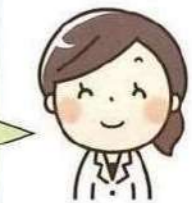


※3 標準化該当比の年次推移：平成 25 年度の静岡県全体を 100 (基準) として、保険者別に平成 25 年度から 28 年度までの標準化該当比を算出し、年次推移をグラフで示しました。

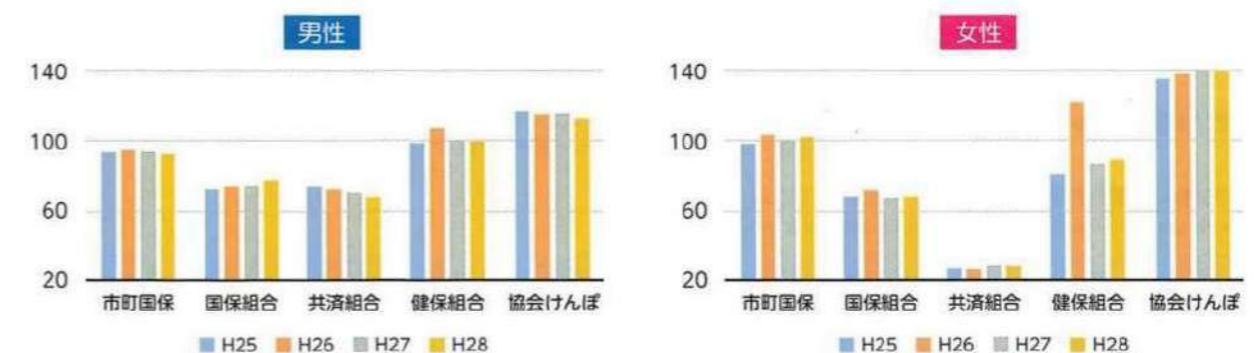
■ **習慣的に喫煙している者の割合は、男性 32.9%、女性 8.3%**



喫煙は動脈硬化や脳卒中死亡、虚血性心疾患死亡、2型糖尿病発症のリスク因子です。また、喫煙者がメタボリックシンドロームを併せると脳梗塞や心筋梗塞の発症リスクも高まります。健診を機会に禁煙しましょう。



習慣的喫煙者の標準化該当比の年次推移（保険者別）※3

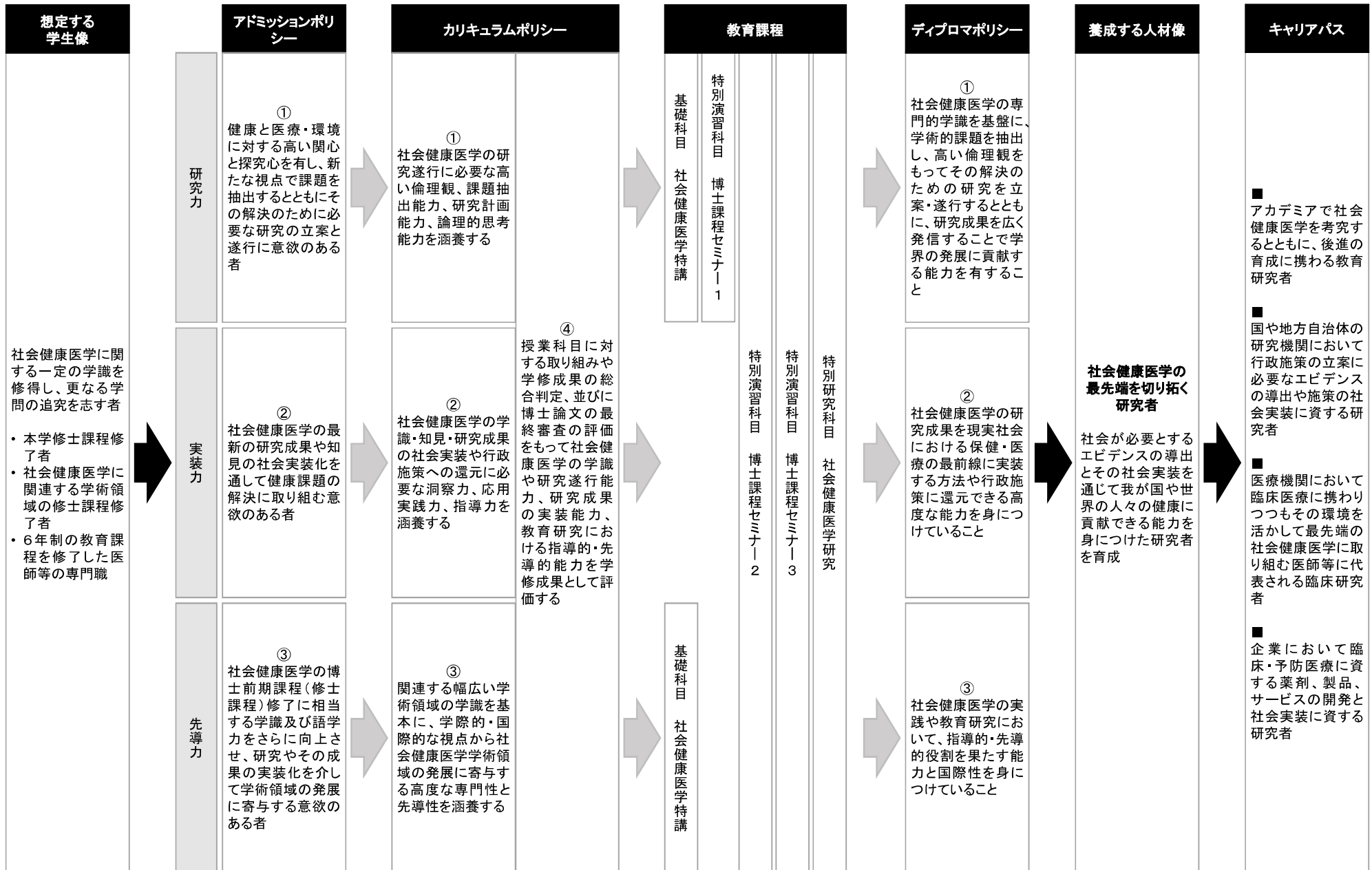


米国公衆衛生学教育協会(CEPH)の掲げる基本科目

米国公衆衛生学教育 協会(CEPH)の基準
Epidemiology
Biostatistics
Environmental Health Sciences
Social and Behavioral Sciences
Health Services Administration

参考: Council on Education for Public Health (CEPH)「ACCREDITATION
CRITERIA SCHOOLS OF PUBLIC HEALTH」
(<https://media.ceph.org/documents/2021.Criteria.pdf>)

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、教育課程、ディプロマポリシーの対応関係図



科目履修と研究指導のスケジュール

区分	月	学生	指導教員	教授会						
1 年次	前期	4	入学・ガイダンス	研究指導に関する学生と教員の最終面談	指導教員の決定					
		5	博士課程セミナー1 社会健康医学特講 履修推奨科目	研究課題の設定と研究計画の 錬成のための指導	研究指導体制の決定					
		6		研究課題・研究計画の錬成						
		7		副指導教員1ないし2名を指名						
		8	研究計画の検討と精度向上	研究指導	研究指導体制の決定					
		9								
	10									
	11									
	12									
	後期	1	研究成果の発表	研究指導	中間発表会の開催					
		2								
		3				単位認定、状況確認				
		2 年次				前期	社会健康医学研究 博士課程セミナー2 研究倫理審査の申請（適時）	研究の遂行	研究指導	単位認定、状況確認
4										
5										
6										
7										
8										
9	研究成果の発表		研究指導	中間発表会の開催						
10										
11										
12										
1										
2										
3					単位認定、状況確認					
3 年次	前期	博士課程セミナー3 学術雑誌への研究論文投稿	研究の遂行	研究指導	提出資格の審査					
						4				
						5				
						6				
						7				
						8				
	9		博士論文の審査申請	研究指導	審査員（主査、副査）の決定					
	10									
	11									
	12					博士論文最終審査会の開催				
	1					博士論文最終審査				
	2					修了判定				
	3					学位の授与				

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学研究倫理規程

令和3年4月1日 規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）において行う、人を直接対象とした研究、教育及び実践（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言（1964年6月第18回世界医師会総会採択、その後の世界医師会総会における修正を含む。）、人を対象とする生命科学・医学的研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び臨床研究に関するその他の指針及びガイドライン等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(研究倫理の審査)

第2条 研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容については、次の各号に掲げる事項に留意し、審査を行うものとする。

- (1) 社会的・学術的な意義を有する研究であること
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性があること
- (3) 研究により得られる利益が、研究対象者への負担や予測されるリスクを上回ること
- (4) 事前に十分な説明が行われ、研究対象者の自由意思による同意が得られること
- (5) 社会的に弱い立場にある者へ特別な配慮がなされること
- (6) 個人情報等が保護されること
- (7) 研究の質及び透明性が確保されること

(研究倫理審査委員会の設置)

第3条 前条の審査を行うため、静岡社会健康医学大学院大学学則第14条第1項の規定に基づき、本学に、静岡社会健康医学大学院大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）から審査の申請があった場合、研究等の計画の内容を審査する。

- 2 委員会は、審査の申請がない研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容についても、必要と認めるときは、審査の申請を求めることができる。
- 3 委員会は、条件付承認に付された条件の履行状況を確認するものとする。また、変更の勧告に係る措置状況等を審査するものとする。

(申請手続)

第5条 申請者は、委員会が定める研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、関係資料を添えて、委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請があったときは、委員会に諮り、審査結果を申請者に通知する。

(研究実施許可)

第6条 承認の判定を受けた申請者は、審査結果及び提出した書類を学長に提出し、本学における研究の実施について、許可を受けるものとする。

(異議の申し立て)

第7条 不承認の判定を受けた申請者は、審査結果に関する通知書の発行日から30日以内に、委員長に異議申し立てをすることができる。

2 異議申し立てが行われたときは、委員長は再度委員会に諮る。

3 委員長は、再審査の結果を異議申立て者に通知する。

(実施計画の変更)

第8条 第6条又は第7条第3項の規定に基づき、承認の判定を受けた者（以下「研究者」という。）が実施計画を変更しようとするときは、委員長に申請しなければならない。

(研究終了（中止）の報告)

第9条 研究者は、研究を終了（中止）したときは、委員長に報告しなければならない。

(研究中止又は変更の勧告)

第10条 研究者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、遅滞なく学長及び委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受けたときは、当該研究計画の変更、中止に関して委員会に諮り、研究者に意見書を送付する。

3 学長は、第1項の報告を受けたときは、当該研究計画の変更、中止に関して必要な事項を決定する。

4 学長は、研究対象者からの申し出等により倫理上問題があると認めた研究について審査の有無に関わらず、中止又は変更を命令することができる。

(研究の継続)

第11条 研究者は、当初申請書の研究予定期間を越えて研究を行う場合は、研究予定期間満了1ヶ月前までに委員長に申請しなければならない。

(研究倫理意識の向上)

第12条 研究者は本規程の趣旨を十分遵守するため、常に研究倫理に関する意識の向上に努めるとともに、学長は研究者が自己研鑽を図るため研修等を行

う。

(委員の守秘義務)

第13条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてならない。委員を退いた後も同様とする。

(研究公表・出版の報告)

第14条 研究者は、研究倫理審査の結果承認された研究について公表・出版したときは、研究倫理審査申請書のコピーと公表・出版物のコピーを委員長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究倫理等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月4日から施行する。

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学研究倫理審査委員会規程

令和3年4月1日 規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学研究倫理規程（令和3年規程第38号）第3条第2項に基づき、静岡社会健康医学大学院大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 理事(総務担当)
- (3) 事務局長
- (4) 学内外の自然科学の有識者のうち学長から指名された者 5名
- (5) 学内外の人文・社会科学の有識者のうち学長から指名された者 2名
- (6) 学外の一般の立場から意見を述べることができる者 若干名

2 前項第4号から第6号に掲げる者のうち学外の者は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、第2条に定める委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、次の各号のいずれにも該当する場合に成立することとする。

- (1) 自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者及び一般の立場から意見を述べることができる者のそれぞれ1人以上の出席
- (2) 学外委員の2人以上の出席
- (3) 男女両性の委員の出席
- (4) 5人以上の委員の出席

2 前項の規定にかかわらず、審査が急を要する場合又は委員会が別に定める事項については、委員長又は委員長が指名する委員が判定し、事後に委員会に報告することができる。

3 委員会が必要と認めたときは、申請者は委員会に出席し、申請内容を説明するとともに、意見を述べることができる。

- 4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。
- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 再提出
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
 - (6) 既承認事項の取消し
- 5 審査の判定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、3分の2以上の合意をもって判定することができる。
- 6 委員が、審査対象となる研究の研究者であるときは、当該委員は自らの研究の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。
- 7 委員会は原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、委員会を公開することができる。

(事前審査)

第5条 委員会を円滑に進行させるため、審議の対象となる研究は事前審査に付する。

- 2 委員長は、委員の中から事前審査を行う者を2名決定する。
- 3 事前審査を行った委員は、委員会において審議を行う前に、審査結果を文書により委員長及び申請者に伝達する。

(迅速審査)

第6条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、迅速審査を行うことができる。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (5) その他、委員会が別に定める事項
- 2 委員長は、迅速審査を行う委員2名を指名し、審査を依頼する。その他の審査手順は別に定める。
 - 3 委員長は、迅速審査を行った場合には、その結果を次回開催する委員会で報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は委員長が必要と認めたときは、委員会の委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議内容について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(教育及び研修)

第9条 学長は、委員及びその事務に従事する者が審査及び関連する業務に関する教育・研究を受けることを確保するため必要な措置を講じ、かつ、自らも教育・研究を受けなければならない。

2 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受け、かつ、その後も適宜教育・研修を受けなければならない。

(規程の変更)

第10条 この規程は、委員会において出席委員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決議により定める。

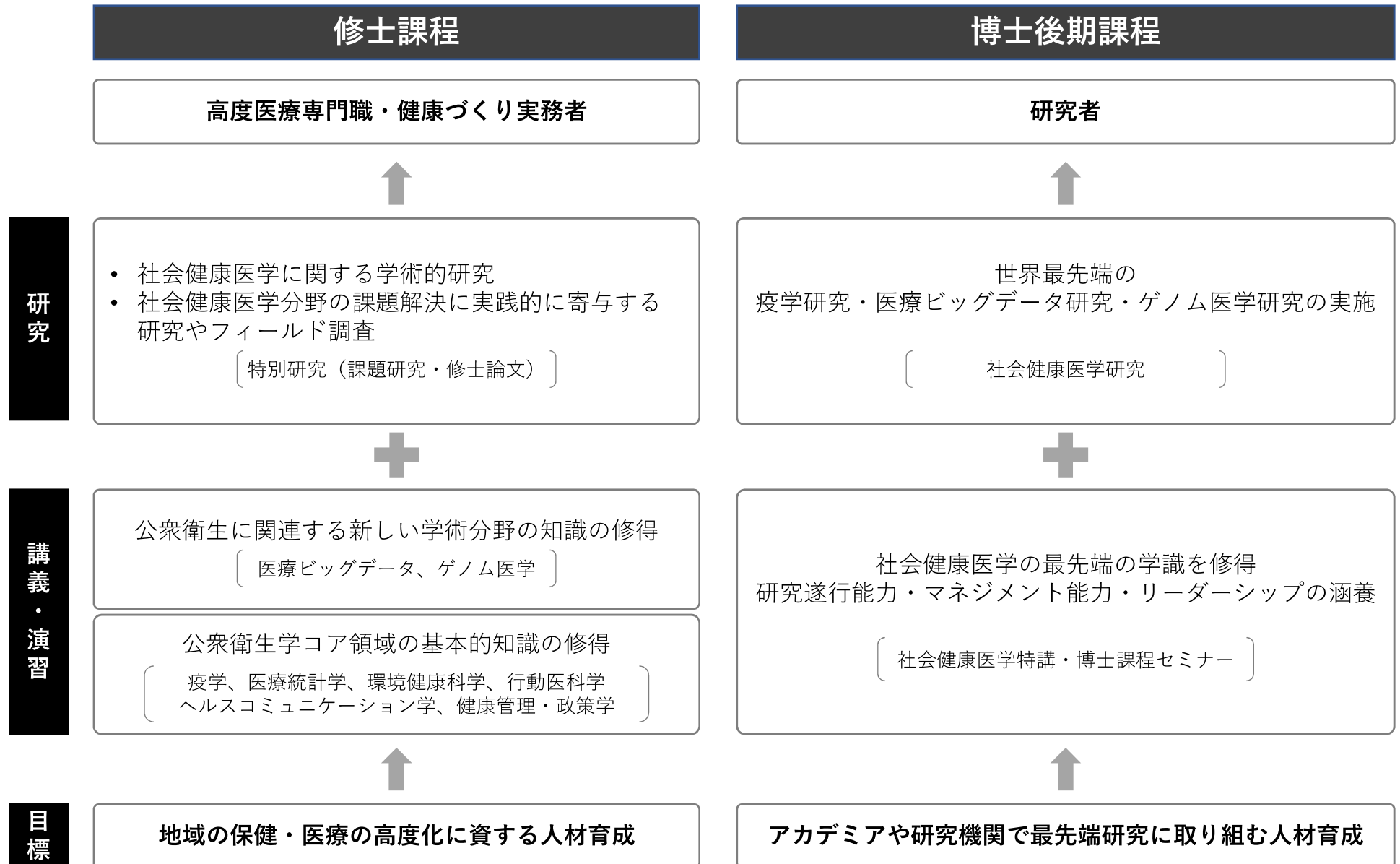
(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

基礎となる修士課程との関係図



公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則

令和3年4月1日 規則第16号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 人事
 - 第1節 採用（第5条—第11条）
 - 第2節 評価（第12条）
 - 第3節 昇任及び降任等（第13条・第14条）
 - 第4節 異動（第15条・第16条）
 - 第5節 休職（第17条—第20条）
 - 第6節 退職及び解雇（第21条—第30条）
 - 第3章 給与及び退職手当（第31条・第32条）
 - 第4章 服務（第33条—第36条）
 - 第5章 勤務時間、休日及び休暇等（第37条）
 - 第6章 休業等（第38条—第41条）
 - 第7章 研修（第42条）
 - 第8章 賞罰（第43条—第46条）
 - 第9章 安全及び衛生（第47条—第52条）
 - 第10章 出張（第53条・第54条）
 - 第11章 災害補償（第55条）
 - 第12章 知的財産権（第56条）
 - 第13章 雑則（第57条・第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件及び服務規律その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則及びこれに付随する諸規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人が使用する者をいう。
- (2) 教員 職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
- (3) 役員 理事長、副理事長、理事及び監事をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、職員に適用する。

- 2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教員の任期に関する規程で定めるところにより任期を付して雇用する教員及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学再雇用規程で定めるところにより雇用される者については、これらの規程で定めるもののほか、この規則を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、静岡県その他の団体から派遣されて法人に常時勤務する職員については、法人と当該団体との取り決めにおいて別段の定めがある事項を除き、この規則を適用する。
- 4 期間を定めて雇用する職員（第2項に規定する職員及び第7条第1項に規定する任期付職員を除く。）については、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学有期雇用職員就業規則の定めるところによる。

(規則の遵守義務等)

第4条 職員は、この規則及びこの規則に附属する規程を誠実に遵守し、法人の秩序と服務規律を保持するよう努めなければならない。

- 2 法人は、この規則、この規則に附属する規程及び関係法令を遵守し、職員の労働条件及び就業環境を改善するよう努めるものとする。
- 3 法人は、この規則、この規則に附属する規程及び労使協定（労基法及び関係法令に基づき締結した協定をいう。）について、職員に周知を図るものとする。
- 4 職員は、この規則を知らないことを理由として、その違反の責を免れることはできない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

- 2 前項の採用にあたっては、任期を付す場合がある。

(任期付教員の採用)

第6条 前条第2項の規定に基づき、教員に任期を付して採用する場合は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教員の任期に関する規程によるものとする。

(任期付職員の採用)

第7条 法人の業務運営上特に必要と認められる場合は、第5条第2項の規定に基づき、職員（教員を除く。）に任期を付して採用することができる。

2 前項の任期は3年以内（労基法第14条第1項各号で定めるものについては5年以内）とする。ただし、業務運営上特に必要と認められる場合は、1回に限り再任することができる。

3 第1項に基づき採用する職員には、第23条第2項に定める定年を適用しない。

4 第1項に基づき採用する職員のうち、理事長が、第24条に基づき再雇用された職員に相当すると認めた場合には、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学再雇用規程第3条から第9条までの規定を準用することができる。

（クロスアポイントメント制度）

第8条 教員は、法人以外の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、法人の教員としての身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、法人及び他機関において、業務に従事すること（ただし、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員兼業規程に定める兼業によるものは除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）ができるものとする。

2 クロスアポイントメント制度については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学クロスアポイントメント制度に関する規則による。

（労働条件の明示）

第9条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（提出書類）

第10条 職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類（採用される前に既に提出している書類を除く。）を速やかに提出しなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

(1) 履歴書

(2) 学歴及び資格に関する証明書

(3) 住民票記載事項の証明書

(4) 扶養親族等に関する書類

(5) 誓約書

(6) その他法人において必要と認める書類

2 前項各号の書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

(試用期間)

第11条 職員として採用された者には、採用の日から6月間の試用期間を設ける。ただし、理事長が特に認める場合は、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、試用期間の開始後1年に達するまで試用期間を延長することができる。

3 理事長は、試用期間中又は試用期間満了時において職員として不適格と認めた場合は、解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第12条 理事長は、職員の勤務実績について、評価を実施する。

第3節 昇任及び降任等

(昇任)

第13条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任等)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降任することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降給することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

3 第1項及び前項の規定により降任又は降給を行う場合は、弁明の機会を与えるものとする。

第4節 異動

(異動)

第 15 条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼任を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(赴任)

第 16 条 赴任（新たに採用された職員又は異動を命ぜられた職員が、住所又は従前勤務していた事業場から、移転のため、新たに勤務すべき事業場に旅行することをいう。）の命令を受けた職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに赴任できないときは、その期間について理由を付して理事長の承認を得なければならない。

第 5 節 休職

(休職)

第 17 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職にすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたすと認められる場合

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合において、降任することが適当でないと認められる場合

(4) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(5) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

(6) 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれる場合

(7) その他休職にすることが必要と認められる場合

2 第 11 条に定める試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職者は、職員としての職を保有するが、職務に従事しない。

4 休職中の職員の給与については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程による。

(休職期間)

第 18 条 前条第 1 項第 1 号の休職期間は、休養を要する程度に応じ、同項第 4 号から第 7 号の休職期間は必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職期間が 3 年に満たない場合においては、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第1項第3号の休職期間は、1年を超えない範囲内で理事長が定める。
- (休職の手続)

第19条 職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行う。

2 第17条第1項第1号の休職については、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(復職)

第20条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。ただし、第17条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させる。

- 2 職員を復職させる場合には、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態その他の事情を考慮して、他の職務に復帰させることがある。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第21条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了したとき（再任される場合を除く。） 満了日
- (4) 死亡したとき 死亡日
- (5) 法人の役員に就任したとき 就任日の前日
- (6) 第17条第1項第6号に掲げる事由により休職をした者について、第18条に定める休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき 満了日

- 2 前項第5号の場合において、理事長が特に認めるときは、退職としないことができる。

(自己都合による退職手続き)

第22条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、文書により理事長に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、14日前までの申し出を認める。

- 2 職員は、退職を申し出ても、退職するまでの間は従来 of 職務に従事しなければならない。

(定年)

第 23 条 教員の定年は 65 歳とする。

2 前項に定める職員以外の職員の定年は、60 歳とする。

3 理事長は、教育研究上特別の必要がある場合は、第 1 項に規定する定年を超えて教員を勤務させ、又は第 1 項に規定する定年を超える教員を新たに採用することができる。

(再雇用)

第 24 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを本人が希望し、第 21 条又は第 25 条に該当する事由のない職員については、65 歳まで再雇用する。

2 第 1 項の規定により採用された者の任期については、更新することができる。ただし、その更新した任期の末日は、その者が 65 歳に達する年度の最終日とする。

(解雇)

第 25 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合（刑の執行が猶予され、その猶予期間中の場合を除く。）

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

2 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しく不良である場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 第 17 条第 1 項に掲げる事由により休職をした者について、第 18 条に定める休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していない場合

(5) 第 44 条第 2 項第 4 号に規定する懲戒解雇に該当する事実があると認められる場合

(6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(7) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

3 前項各号に掲げる事由により解雇を行う場合においては、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(解雇制限)

第 26 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間にあっては解雇しない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後 30 日間。ただし、療養開始後 3 年を経過した日に地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は、この限りでない。

(2) 労基法第 65 条に定める産前産後の期間及びその後 30 日間

2 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたときは、前項の規定を適用しない。

(解雇予告)

第 27 条 職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人にその予告をするか、又は平均賃金の 30 日分を支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第 44 条第 2 項第 4 号の懲戒解雇の場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(2) 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(3) 試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用される者を除く。）を解雇するとき

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の事務引継)

第 28 条 職員が退職し又は解雇された場合は、法人が指定する日までに、指定した者に業務の引継ぎをしなければならない。

(退職後の責務)

第 29 条 退職し又は解雇された者は、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

2 職員は、退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品その他保管していた物品があるときは、速やかに返還しなければならない。

3 法人に債務のある場合は、退職又は解雇の日までに完済しなければならない。

(退職証明書等の交付)

第 30 条 退職し又は解雇された者から労基法第 22 条に定める証明書の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。第 27 条第 1 項の規定により解雇の

予告をされた者から、解雇の予告の日から解雇の日までの間において請求があった場合も、同様とする。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間
- (2) 職務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由

3 第1項の証明書には、前項各号に掲げる事項のうち、交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与及び退職手当

(給与)

第31条 職員の給与については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程による。

(退職手当)

第32条 職員の退職手当については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員退職手当規程による。

第4章 服務

(遵守事項)

第33条 職員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、法令、この規則及び附属規程その他の関係規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。ただし、理事長は、職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、職務に専念する義務を免除することができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他別に定める場合

3 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令及び法人の諸規程を遵守するとともに、上司の指示及び命令に従い、その職務を遂行すること。
- (2) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (3) 法人の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員の職全体の不名誉とな

るような行為を行わないこと。

(4) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

(5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。

(6) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

(7) 理事長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の賃借及び物品の売買を行わないこと。

4 法令に基づく証人又は鑑定人等として職務上の秘密に関する事項を発表する場合は、理事長の許可を受けなければならない。職員が退職し、又は解雇された後においても同様とする。

(倫理)

第34条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員倫理規程による。

(ハラスメントの防止等)

第35条 ハラスメントの防止等に関する措置については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程による。

(兼業)

第36条 職員は、法人の職務以外の他の業務に従事し、又は自ら事業を営もうとする場合は理事長の許可を得なければならない。

2 職員の兼業等について必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員兼業規程による。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間等)

第37条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による。

第6章 休業等

(育児休業等)

第38条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、申し出により育児休業を、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、申し出により育児部分休業（以下「育児休業等」という。）をすることができる。

2 職員が育児休業等の申し出をし、又は育児休業等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

3 育児休業等に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の育児休業等に関する規程による。

(介護休業等)

第39条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、申し出により介護休業又は介護部分休業若しくは介護時間休業（以下「介護休業等」という。）をすることができる。

2 職員が介護休業の申し出をし、又は介護休業をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

3 介護休業等に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の介護休業等に関する規程による。

(自己啓発等休業)

第40条 職員は、大学に申し出て大学等における修学又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすることができる。

2 自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の自己啓発等休業に関する規程による。

(配偶者同行休業)

第41条 職員は、業務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることができる。

2 配偶者同行休業について必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の配偶者同行休業に関する規程による。

第7章 研修

(研修)

第42条 職員は、研修を命ぜられることがある。

2 職員は、研修を命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

3 職員の研修に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員研修規程による。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

(1) 身の危険を顧みず職務を遂行した場合

- (2) 職務に関し有益又は有利な研究、発明、発見をした場合
- (3) 特に重要な職務に関し、抜群の努力を致し成績顕著な場合
- (4) 職務に熟達し、長年にわたり、献身的努力をもって精励した場合
- (5) 職務上の成績が特に優秀な場合
- (6) その他表彰に値する業績があると認められる場合

(懲戒)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒を行う。

- (1) この規則及び附属規程その他法人の定める諸規程に違反したとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき
- (4) 法令違反又は法人の職員としてふさわしくない非行があったとき
- (5) 重大な経歴詐称をしたとき
- (6) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき

2 懲戒は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が労基法第 12 条に定める平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の 10 分の 1 を超えない額を給与から減ずる。
- (3) 停職 1 日以上 6 月以下の期間出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第 20 条に定める解雇予告手当は支給しない。

3 第 14 条第 3 項の規定は、前項の懲戒を行う場合に準用する。

(訓告等)

第 45 条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

(損害賠償)

第 46 条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、第 44 条第 2 項又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第 9 章 安全及び衛生

(安全、衛生の確保に関する措置)

第 47 条 法人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のため必要な措置を講ずるものと

する。

(安全、衛生の確保に関する遵守事項)

第 48 条 職員は法人が行う安全、衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(非常災害時の措置)

第 49 条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(健康診断)

第 50 条 職員は、法人が毎年度定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、勤務時間の制限等の必要な措置を講ずる。

3 職員は、正当な理由なしに、前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第 51 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止するものとする。ただし、第 1 号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった場合

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった場合

(3) その他理事長が必要と認める場合

2 職員は、前項各号の規定に該当する場合には、直ちに上司に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 第 1 項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聞くものとする。

(安全衛生に関する事項)

第 52 条 第 47 条から前条までに定めるもののほか、職員の安全衛生について必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学安全衛生管理規程による。

第 10 章 出張

(出張)

第 53 条 理事長は、業務上必要がある場合には、職員に出張を命じることができる。

(旅費)

第 54 条 職員が前条の規定による出張及び第 16 条の規定による赴任を命ぜられた場合に要する旅費については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員旅費規程による。

第 11 章 災害補償

(災害補償)

第 55 条 職員の職務上の災害又は通勤途上における災害については、労基法及び地公災法の定めるところにより、補償を行う。ただし、短時間勤務職員で地公災法の適用とならない場合にあつては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

第 12 章 知的財産権

(知的財産権)

第 56 条 知的財産権に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の職務発明等に関する規程による。

第 13 章 雑則

(委任)

第 57 条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第 58 条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

静岡社会健康医学大学院大学諸室一覧

本館教育棟

(1階)

室名	面積(m ²)
学生ホール	274.48
図書館	226.40
学習スペース	49.08
ディスカッションルーム	41.40
ラウンジ	56.45
学生更衣室(男)	24.34
学生更衣室(女)	38.03
事務会議室	90.49
倉庫、WC、廊下 ほか	356.29
1階 小計	1,156.96

(屋上階)

室名	面積(m ²)
空調機械室、階段室	112.54

(2階)

室名	面積(m ²)
講義室1	104.94
講義室2	88.22
講義室3	66.48
演習室1	48.69
演習室2	53.73
演習室3	51.21
演習室4	51.21
小会議室	46.24
大教室・視聴覚室	191.67
ラウンジ2	83.91
リフレッシュコーナー	20.70
倉庫、WC、廊下 ほか	408.68
2階 小計	1,215.68

本館教育棟 計	2,485.18
機械棟	577.50
本館教育棟+機械棟 計	3,062.68

本館研究棟

(1階)

室名	面積(m ²)
理事長兼学長室	37.50
副理事長室	37.50
理事室	37.50
副学長室	39.44
研究科長室	37.50
事務室1	77.14
事務室2	78.81
応接室	37.50
秘書室・来客控室	36.27
医務室	35.56
職員休憩室	35.49
特別会議室	114.13
職員更衣室(男)	15.95
職員更衣室(女)	18.48
倉庫、WC、廊下 ほか	774.15
1階 小計	1,412.92

(2階)

室名	面積(m ²)
教員室1	37.73
教員室2	13.63
教員室3	13.63
教員室4	37.73
教員室5	37.73
教員室6	37.73
教員室7	37.46
教員室8	37.73
教員室9	37.73
教員室10	37.73
教員室11	13.63
教員室12	13.63
教員室13	37.73
教員室14	13.63
教員室15	13.63
院生室1	95.69
院生室2	77.39
非常勤講師控室	31.99
体力測定室	76.59
演習室兼ラーニングcommons1・2	51.05
研究打合室1	24.13
研究打合室2	43.70
研究事務室1	24.40
ラウンジ1	50.65
倉庫、WC、廊下 ほか	567.19
2階 小計	1,463.86

(3階)

室名	面積(m ²)
教員室16	39.66
教員室17	37.73
教員室18	35.88
教員室19	37.73
教員室20	37.73
教員室21	37.73
教員室22	37.73
教員室23	37.73
教員室24	37.73
教員室25	37.73
教員室26	39.66
教員室27	38.04
教員室28	37.73
教員室29	37.46
院生室3	54.84
防音室・機器操作室	52.79
共同研究室1・2	37.73
演習室兼ラーニングcommons3・4	51.05
研究打合室3	37.73
研究事務室2	24.40
ラウンジ	50.65
倉庫、WC、廊下 ほか	551.88
3階 小計	1,391.34

(4階)

室名	面積(m ²)
研究実験室1	168.03
研究実験室2	77.08
共同実験室	76.26
暗室	14.96
培養室	35.45
コールド室	17.92
動物飼育室	31.43
試料保管室1	59.87
試料保管室2	37.73
試料保管室3	37.73
試料保管室4	34.84
コホート研究事務室	50.95
研究打合室4	37.73
ラウンジ	112.44
サーバー室	23.08
倉庫、WC、廊下 ほか	575.84
4階 小計	1,391.34

(5階)

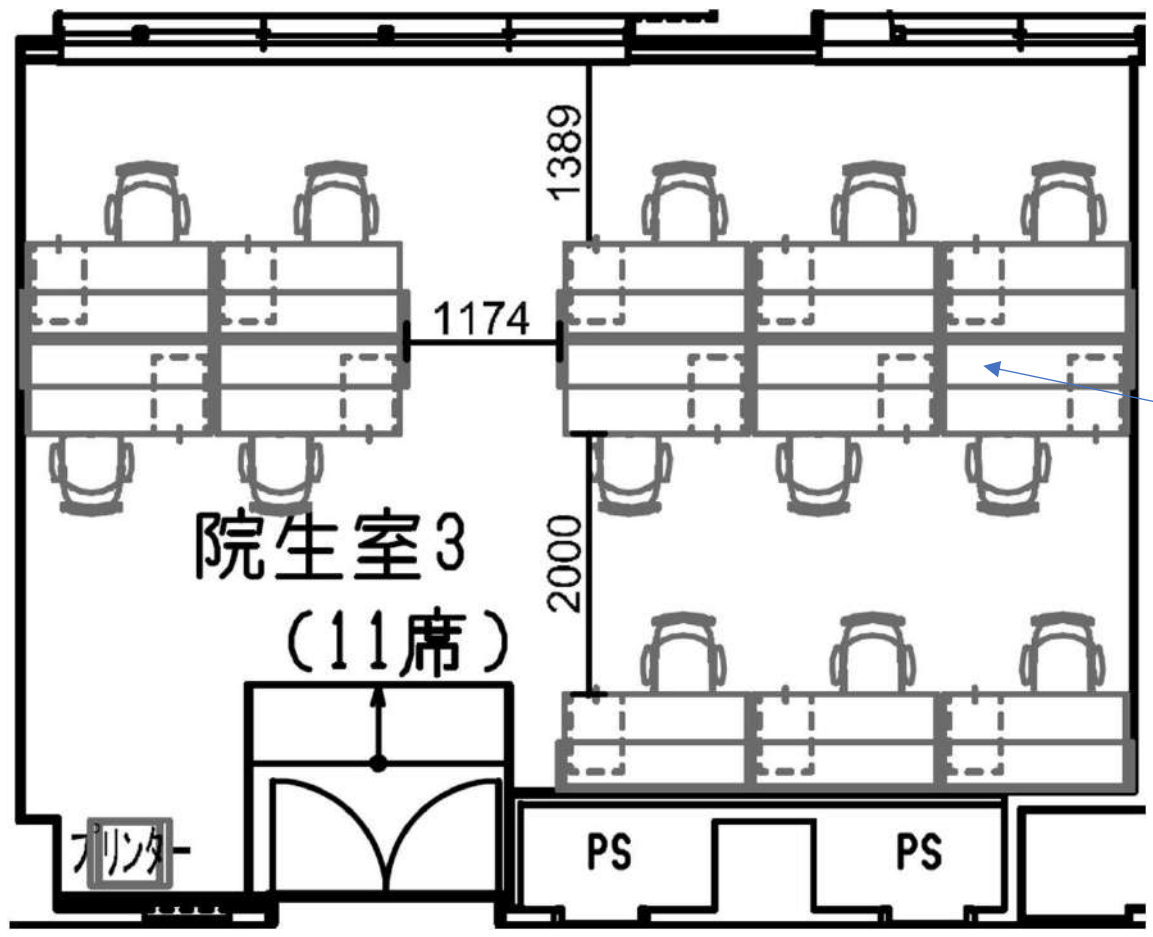
室名	面積(m ²)
倉庫、階段室 ほか	486.50

本館研究棟 計	6,145.96
---------	----------

校舎面積

棟名	面積(m ²)
本館教育棟・機械棟	3,062.68
本館研究棟	6,145.96
合計	9,208.64

院生室見取図



■ワークステーション
収納力だけでなく研究に集中できる専用のスペースを確保



学術雑誌(電子ジャーナル等)目録

No.	名称	タイトル数
1	Nature.com Complete	90
2	Oxford University Press, Medicine Collection	116
3	ClinicalKey	676
4	Wileyデータベースモデル	1500
5	AACR	8
6	メディカルオンライン	1438
7	ScienceDirect	4
	Evaluation and Program Planning	
	Journal of Adolescent Health	
	Journal of Health Economics	
	Social Science & Medicine[Part A～Fまで]	
8	Ovid	19
	Circulation	
	Epidemiology	
	Journal of Hypertension	
	Neurology	
	Stroke	
	Alzheimer Disease & Associated Disorders	
	Circulation Research	
	Cognitive & Behavioral Neurology	
	Current Opinion in Oncology	
	Current Opinion in Pediatrics	
	Hypertension	
	Journal of Urology	
	Ear & Hearing	
Otology & Neurotology		
Journal of Clinical Oncology(5誌)		
9	New England Journal of Medicine	1
10	BMJ	1
11	JAMA	1
12	Annals of Internal Medicine	1
13	American Journal of Public Health	1
14	Annual Review of Public Health	1
15	European Journal of Epidemiology	1
16	Journal of Epidemiology and Community Health	1
17	Statistical Methods in Medical Research	1
18	Biostatistics	1
19	Journal of Biopharmaceutical Statistics	1
20	Pier on line 癌と化学治療オンライン	1
21	医中誌Webアクセス	4922
22	Cochrane Library	1
23	Web of Science	1
24	JCR Web版(Impact Factor)／JournalCitationReports(JCR)	1
25	今日の診療WEB	1
26	Up To Date	1
合計		8790

和雑誌 6362
洋雑誌 2428